

II

1 4 客室

【基本的な考え方】

ホテルや旅館の客室は、高齢者、障害者等が円滑にできるように十分スペースを確保し、段差や障害物がないようにするなどの配慮が必要です。また、ベッド、便所、浴室についても配慮が必要です。

●構造等基準

項 目	整 備 水 準	解 説
客室 「10-1」	ホテル・旅館で用途面積が2,000㎡以上で客室の総数が50以上であるものにあつては、客室の総数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の客室は、次に定める構造とすること。	
●床面積	イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。	ベッド廻り、出入口廻りに150cm×150cm以上のスペースを確保します。
●車いす使用者用便房	ロ 車いす使用者用便房が設けられていること。ただし、当該客室のある階に次に定める構造の便所が設けられている場合は、この限りでない。 (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、次に定める構造の車いす使用者用便房が1以上設けられていること。 (一) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 (二) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (2) 車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近には、当該便所である旨が見やすい方法により表示されていること。 (3) 1以上の手洗い設備は、次に定める構造であること。 (一) 手洗い設備（給水栓を除く。）の上端の高さは、70cm以上80cm以下であり、下端の高さは、60cm以上であること。ただし、主として乳幼児が利用するものについては、この限りでない。 (二) 給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものであること。	
●車いす使用者用便房等の出入口	ハ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に定める構造とする。 (1) 有効幅員は、80cm以上であること。 (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	
●浴室・シャワー室	ニ 次に定める構造の浴室又はシャワー室が設けられていること。ただし、多数の者が利用する浴室が設けられている場合は、この限りでない。 (1) 浴槽及び洗い場の周囲には、手すりが設けられていること。 (2) 給水栓は、レバー式その他操作が容易なものであること。 (3) 出入口は、次に定める構造であること。 ・有効幅員は、80cm以上であること。 ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	

項 目	整 備 水 準	解 説
利用円滑化経路「14-2」	ロ 利用円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。	利用円滑化経路を構成する客室の出入口の基準です。
●有効幅員	(1) 有効幅員は、80cm以上であること。	車いすが通過できる幅員です。
●戸の構造	(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。

○設計標準

項 目	整 備 水 準	解 説
○客室数	- 車いす使用者客室の設置数は、客室の総数に応じて、次のとおりとします。 ～50室 1 以上 51～200室 (客室の総数) × 1/50 以上 201室～ (客室の総数) × 1/100 + 2 以上	[BF] 利用円滑化誘導基準 端数は切り上げとします。 洋室だけでなく、和洋室も設けます。
○出入口の有効幅員	客室、客室内の便房、浴室の出入口の有効幅員は、90cm以上とします。	車いすが通過しやすい幅員です。
○戸の構造	非常時には、外から合い鍵等で解放できるようにします。	
○床面の仕上げ	床面の材質は、フローリング仕上げなど、車いす使用者が円滑に移動できるように配慮します。	車いす使用者の円滑な移動の妨げとなる毛足の長いジュースタン等は避けるようにします。
○浴槽	- 浴槽の底面は、滑りにくい仕上げとします。 - 客室内に設ける浴室の浴槽には、車いすからの移乗用腰掛台を設けます。	表面の材質は、木製や弾力性のある樹脂など利用者の肌が傷つきにくいものとします。
○給水栓	- ハンドシャワーは座ったままでも利用できる構造とし、シャワーヘッド掛けは上下2箇所に設けます。 - 冷温水給水栓は、サーモロック付きのものとします。 - 給水栓には、冷温水の区別について点字による表示を行います。	
○ベッド	- ベッドを設ける場合は、同伴者の利用を考慮して2台以上とします。 - 車いすからの移乗がしやすいベッドを設けます。	ベッドの高さは40cm～45cmとします。
○スイッチ類	- スイッチ類は、車いすでの使用にも配慮した高さ、位置とします。 - 照明スイッチは、枕元又はベッド上からでも点滅できるようにします。出入口との3路スイッチとします。	
○非常警報装置	聴覚、視覚障害者のために、光や音声などによる伝える警報装置や体感式振動ベッド等を設けます。	
○緊急通報装置	客室及び浴室には、緊急通報装置を設けます。	
○便房	腰掛便座、手すり等が適切に配置された便房を設けた客室をできるだけ多く設けます。	高齢者等の利用に配慮します。

客室

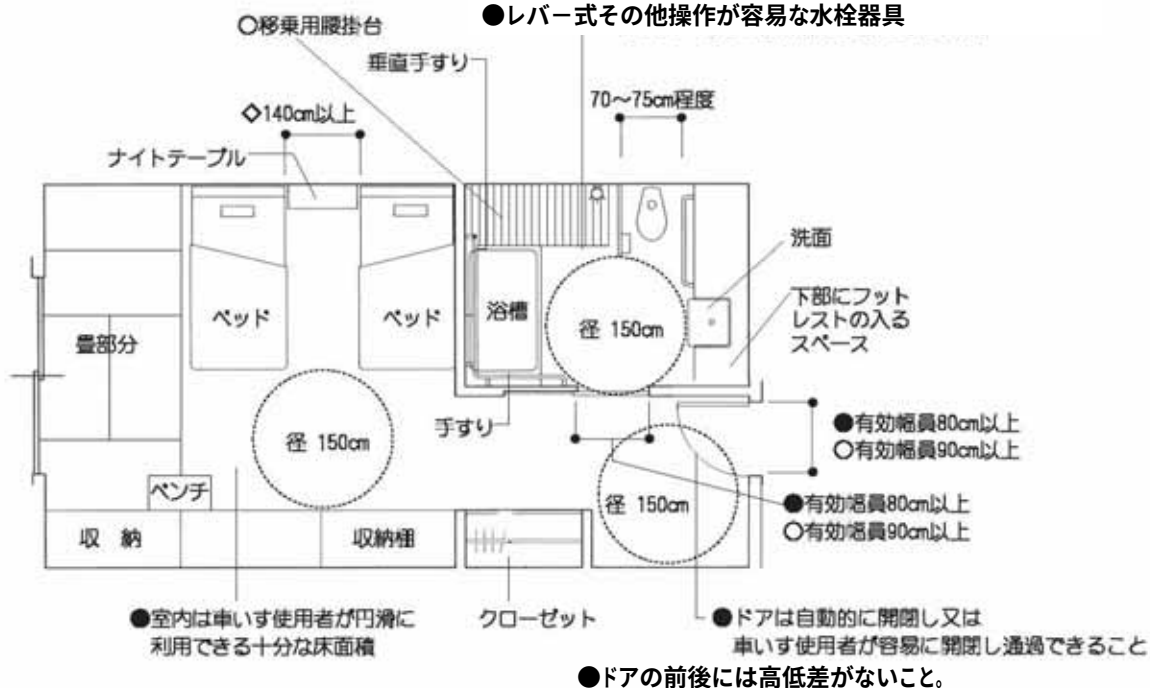
◇望ましい配慮

項 目	整 備 水 準	解 説
◇客室数	できるだけ多くの車いす使用者用客室も設けます。 ・ 2 台以上のベッドを置く場合は、ベッド間の有効間隔は140cm 以上を確保します。	
◇クローゼット	・ ベッドわき等に手すりを設けます。 ・ ベッドの下部には、車いす使用者の利便性に配慮して、フットレストが入る空間を設けます。 ・ クローゼット、収納棚等は、車いすでの使用に配慮します。	高さ25cm程度のスペースを確保します。 ハンガーフックの高さは130cm程度とします。
◇ベンチ	・ 和洋室の場合は、和室と洋室との間にベンチを設けます。	高さは40cm程度とします。
◇キックプレート	・ 客室には、必要に応じてキックプレート（車いす当たり）を設けます。	
◇点滅ランプ設備	・ 聴覚障害者のために、来訪者を知らせる点滅ランプ設備を設置します。	
◇アイスコープ	・ 客室のドアにアイスコープを設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できる高さに設置します。	

客室の整備例

〈便房・浴室〉

- 車いす使用者が円滑に利用できる十分な面積
- 腰掛便座、手すり等が適切に配置
- 出入口の有効幅員は80cm以上
- 出入口の有効幅員は90cm以上
- ドアの前後の高低差がないこと
- ドアは自動的に開閉し又は
車いす使用者が容易に開閉し通過できること
- 浴槽及び洗い場の周囲の一部に手すり
- レバー式その他操作が容易な水栓器具



車いす使用者に対応した個室用浴室の例

